

「家庭用セントラルヒーティング契約<湯とりプラン>

（選択約款）2024年10月1日実施」

における2024年10月検針分から
2025年3月検針分のガス料金算定
に係るその他の供給条件

2024年10月1日実施

北陸瓦斯株式会社

目 次

1.	対象-----	1
2.	適用期間-----	1
3.	料金表-----	1
付	則-----	5

「家庭用セントラルヒーティング契約<湯とりプラン>（選択約款）2024年10月1日実施」における2024年10月検針分から2025年3月検針分のガス料金算定に係るその他の供給条件は、当社の「家庭用セントラルヒーティング契約<湯とりプラン>（選択約款）2024年10月1日実施」（以下「家庭用セントラルヒーティング契約」といいます。）に基づき計算されるガス料金の取り扱いを定めたものです。

1. 対象

当社と家庭用セントラルヒーティング契約を締結しているお客さまが対象となります。

2. 適用期間

2024年10月1日から2025年3月31日までに支払義務が発生するものについては、

3. 料金表に基づき料金を算定するものといたします。

3. 料金表

【冬期】

(1) 適用区分

① 45メガジュール地区（新潟地区）

料金表A: 使用量が0立方メートルから18立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B: 使用量が18立方メートルを超え、74立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C: 使用量が74立方メートルを超える場合に適用いたします。

② 43メガジュール地区（長岡、越路、三島・与板、栃尾、三条地区）

料金表A: 使用量が0立方メートルから19立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B: 使用量が19立方メートルを超え、77立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C: 使用量が77立方メートルを超える場合に適用いたします。

③ 43.9535メガジュール地区（川口地区）

料金表A: 使用量が0立方メートルから18立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B: 使用量が18立方メートルを超え、75立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C: 使用量が75立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	709.50円
------------------	---------

② 基準単位料金

45メガジュール地区 （新潟地区）	1立方メートルにつき	196.08円
43メガジュール地区 （長岡、越路、三島・与板、栃尾、三条地区）	1立方メートルにつき	187.17円
43.9535メガジュール地区 （川口地区）	1立方メートルにつき	191.47円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,159.40円
------------------	-----------

② 基準単位料金

45メガジュール地区 (新潟地区)	1立方メートルにつき	171.20円
43メガジュール地区 (長岡、越路、三島・与板、栃尾、三条地区)	1立方メートルにつき	163.40円
43.9535メガジュール地区 (川口地区)	1立方メートルにつき	167.14円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	3,707.00円
------------------	-----------

② 基準単位料金

45メガジュール地区 (新潟地区)	1立方メートルにつき	137.23円
43メガジュール地区 (長岡、越路、三島・与板、栃尾、三条地区)	1立方メートルにつき	130.94円
43.9535メガジュール地区 (川口地区)	1立方メートルにつき	133.99円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

【その他期】

(1) 適用区分

① 45メガジュール地区 (新潟地区)

料金表A: 使用量が0立方メートルから18立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B: 使用量が18立方メートルを超え、93立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C: 使用量が93立方メートルを超え、325立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D: 使用量が325立方メートルを超える場合に適用いたします。

② 43メガジュール地区（長岡、越路、三島・与板、栃尾、三条地区）

料金表A：使用量が0立方メートルから19立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B：使用量が19立方メートルを超え、97立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C：使用量が97立方メートルを超え、340立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D：使用量が340立方メートルを超える場合に適用いたします。

③ 43.9535メガジュール地区（川口地区）

料金表A：使用量が0立方メートルから18立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B：使用量が18立方メートルを超え、95立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C：使用量が95立方メートルを超え、332立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D：使用量が332立方メートルを超える場合に適用いたします。

(2) 料金表A（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	709.50円
------------------	---------

② 基準単位料金

45メガジュール地区 （新潟地区）	1立方メートルにつき	196.08円
43メガジュール地区 （長岡、越路、三島・与板、栃尾、三条地区）	1立方メートルにつき	187.17円
43.9535メガジュール地区 （川口地区）	1立方メートルにつき	191.47円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(3) 料金表B（消費税等相当額を含みます。）

① 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,115.40円
------------------	-----------

② 基準単位料金

45メガジュール地区 （新潟地区）	1立方メートルにつき	173.55円
43メガジュール地区 （長岡、越路、三島・与板、栃尾、三条地区）	1立方メートルにつき	165.65円
43.9535メガジュール地区 （川口地区）	1立方メートルにつき	169.47円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(4) 料金表C (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	1, 600. 50 円
--------------------	--------------

② 基準単位料金

4 5 メガジュール地区 (新潟地区)	1 立方メートルにつき	168. 32 円
4 3 メガジュール地区 (長岡、越路、三島・与板、栃尾、三条地区)	1 立方メートルにつき	160. 65 円
4 3. 9 5 3 5 メガジュール地区 (川口地区)	1 立方メートルにつき	164. 36 円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

(5) 料金表D (消費税等相当額を含みます。)

① 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	3, 867. 60 円
--------------------	--------------

② 基準単位料金

4 5 メガジュール地区 (新潟地区)	1 立方メートルにつき	161. 35 円
4 3 メガジュール地区 (長岡、越路、三島・与板、栃尾、三条地区)	1 立方メートルにつき	153. 99 円
4 3. 9 5 3 5 メガジュール地区 (川口地区)	1 立方メートルにつき	157. 55 円

③ 調整単位料金

②の基準単位料金をもとに、家庭用セントラルヒーティング契約8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

付 則

1. この供給条件の実施期日

この供給条件は、2024年10月1日から実施いたします。